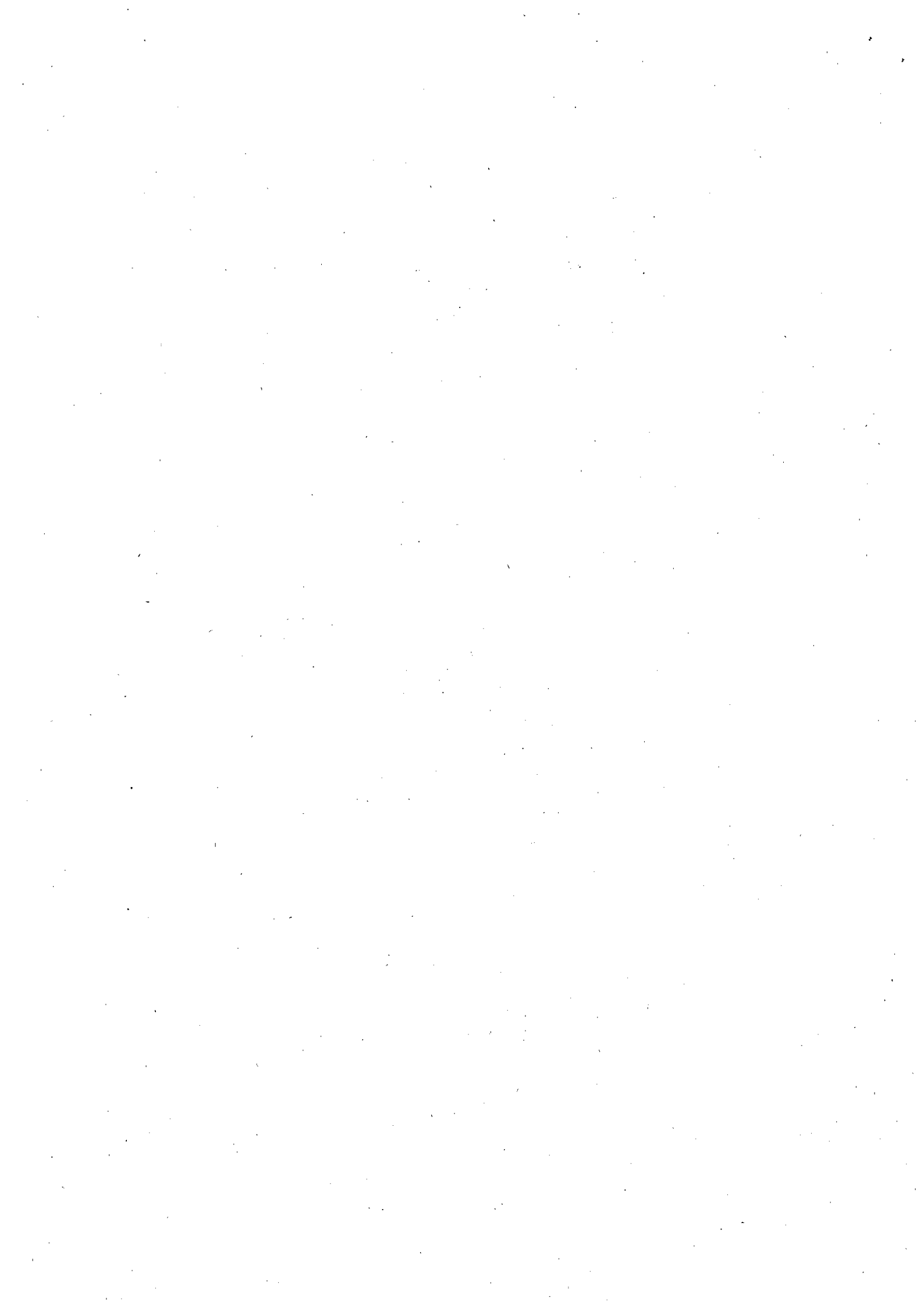


所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について	1～4
2 訴訟の現況について	5
3 長崎市自殺対策計画の策定について	6～9

市 民 健 康 部

令 和 2 年 2 月



1 感染症研究拠点整備に関する諸会議の開催状況等について

(1) 諸会議の設置状況について

長崎大学が計画を進めている高度安全実験（BSL-4）施設を中核とする感染症研究拠点整備に関する検討を行うにあたり、現在5つの会議が設置されており、それぞれの設置目的に沿って協議が進められている。

ア 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

設置者	内閣官房
設置日	平成 28 年 3 月 31 日
設置目的	政府一体となって我が国の感染症研究機能の強化を推進する観点から、BSL4 施設を中核とした感染症研究拠点の形成に関する支援に係る関係行政機関の検討及び調整の促進を図る。
委員構成	内閣官房内閣審議官（3名）、文部科学省大臣官房審議官 厚生労働省大臣官房審議官、国立感染症研究所副所長 長崎大学学長特別補佐 長崎大学感染症共同研究拠点高度安全実験（BSL-4）施設設置準備室長 長崎県副知事、長崎市副市長
開催回数	5回

イ 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会

設置者	文部科学省
設置日	平成 29 年 3 月 15 日
設置目的	大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックする。
委員構成	千葉大学真菌医学研究センター所長 工学院大学建築学部教授 国立研究開発法人国立環境研究所特任フェロー 東京大学名誉教授、日本大学危機管理学部教授 早稲田大学理工学術院教授、西村あさひ法律事務所弁護士 大阪大学コミュニケーション・デザインセンター教授 順天堂大学大学院医学部教授
開催回数	8回・現地調査

ウ 感染症研究拠点整備に関する連絡協議会

設置者	長崎大学
設置日	平成 27 年 8 月 26 日
設置目的	大学・県・市の協定に基づき、課題の明確化とその対応等について協議。
委員構成	長崎県福祉保健部長、長崎市市民健康部長 長崎大学学長特別補佐、長崎大学感染症共同研究拠点長
開催回数	10 回

エ 長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会

設置者	長崎大学
設置日	平成 28 年 4 月 1 日
設置目的	検討状況に関する情報の地域住民への提供を行うとともに、地域住民の安全・安心の確保等について協議。
委員構成	近隣連合自治会長・自治会長（7 名） その他地域住民等（公募委員）（5 名） 学識経験者・専門家（7 名） 行政（長崎県医療政策課長・長崎市地域保健課長）（2 名） 長崎大学（学長特別補佐ほか）（7 名）
開催回数	29 回

オ 長崎大学高度安全実験施設整備に関する専門家会議

設置者	長崎大学
設置日	平成 29 年 5 月 9 日
設置目的	世界最高水準の安全性を確保する観点から、BSL4 施設の整備に関する専門的・技術的な事項の検討を行い、効率的・効果的な教育研究環境整備を実現するため、学長または拠点長に必要な助言を行う。
委員構成	公益財団法人公共政策調査会研究センター長 ベルンハルト・ノホト熱帯医学研究所ウイルス学部長 東京大学名誉教授 国立感染症研究所名誉所員 国立感染症研究所客員研究員 長崎大学名誉教授 国立感染症研究所バイオセーフティ管理室長 明治大学経営学部教授 医療法人社団水聖会メディカルスキニング中野院長 九州大学工学研究院附属アジア防災研究センター教授 九州大学理事・副学長/システム情報科学研究院情報工学部門教授
開催回数	2 回

(2) 諸会議の開催状況について

前回の所管事項調査以降に開催された会議等については、次のとおり。

ア 長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会

(ア) 直近の開催状況

回数	日時	主な議題
第29回	令和2年2月7日(金) 17時30分～20時00分	① 大学からの報告事項について ② 委員からの質問・意見への回答について ③ 長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会委員の選任について

(イ) 主な意見等

長崎大学等より建設工事の進捗状況、地域連絡協議会の地域住民への報告会、令和2年度予算等について説明がなされた後、委員からの事前質問への回答がなされた。

➤ 建設工事の状況について

〈大学〉 現在1階部分の躯体工事を施工中である。

〈委員〉 医学部の門に設置してある工事案内表示等を利用して住民にも工事の進捗がわかるようにしてほしい。

〈大学〉 ホームページでの公開も含め検討したい。

➤ 地域連絡協議会報告会の開催報告

〈委員〉 地元の方がもっと参加するような工夫をしてほしい。

〈大学〉 周辺住民に約4,500枚チラシを配っているがもっと工夫したい。

➤ 事故・災害等の緊急時の対策について

〈委員〉 緊急事態が発生した場合の伝達手段として、防災無線は聞こえないため、防災ラジオを活用してほしい。

〈委員〉 災害時に支援が必要な人を支援する人に情報が届くようにしてほしい。

〈長崎市〉 どのような情報発信手段が効果的か引き続き長崎大学と協議を行っていききたい。

イ 感染症研究拠点の形成に関する検討委員会

(ア) 直近の開催状況

回数	日 時	主 な 議 題
第 5 回	令和 2 年 1 月 16 日 (木) 15 時 00 分～16 時 00 分	① 長崎大学の高度安全実験施設 (BSL 4 施設) 整備に係る進捗状況等について

(イ) 主な意見等

長崎大学より建設工事の進捗状況、安全管理の検討状況、地域理解の促進に向けた取り組み等について説明がなされた。

<内閣官房> 情報公開は重要であるが、セキュリティの確保のため、公開範囲については検討が必要。

<長崎県> 引き続き国の協力をお願いしたい。

<長崎市> 今後は、緊急時に備えた避難計画の策定、住民の避難訓練が必要となってくるため、長崎大学と連携して取り組んでいきたい。

(3) 今後のスケジュール

実 施 時 期	内 容
令和 2 年 2 月 17 日 (月) ～令和 2 年 3 月 6 日 (金)	地域連絡協議会公募委員の募集
令和 2 年 3 月 24 日 (火)	地域住民への地域連絡協議会報告会

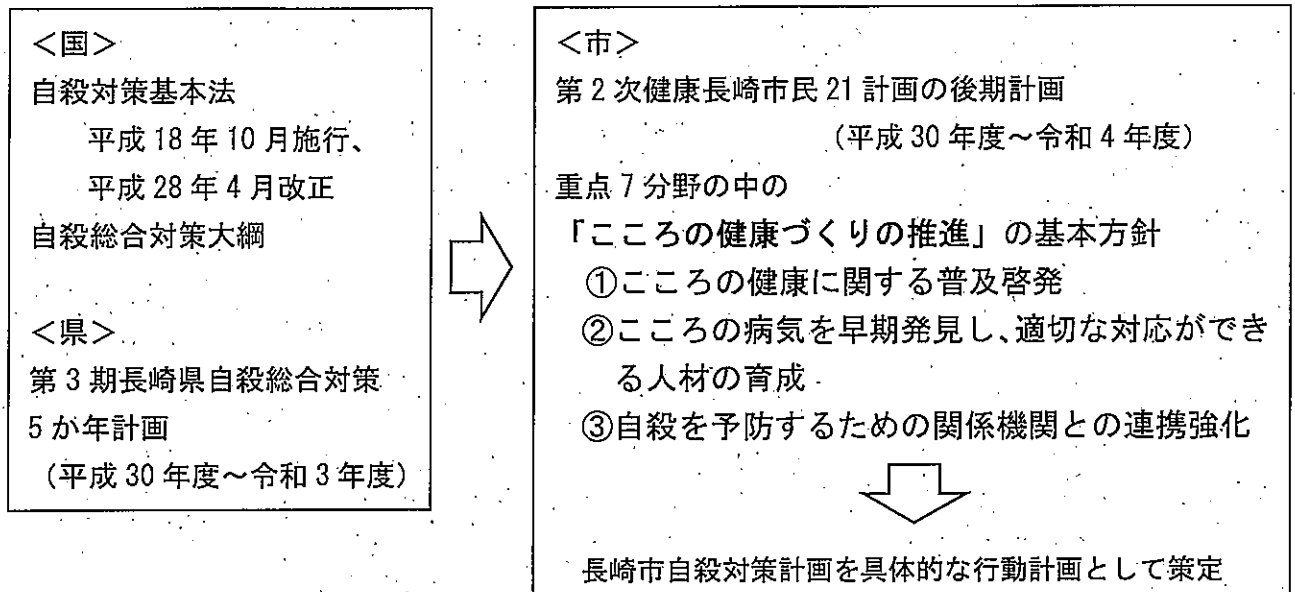
※地域連絡協議会の報告会、自治会・関係団体等への説明会、市民公開講座等を随時開催予定。

3 長崎市自殺対策計画の策定について

(1) 長崎市自殺対策計画の策定の位置づけ

平成 18 年 10 月施行、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法の規定により市町村における自殺対策計画の策定が義務付けられた。

ア 国、県及び市の計画との関係及び計画期間



イ 自殺総合対策における基本認識

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因がある。

ウ 長崎市の自殺の現状

- 平成 29 年の自殺者数は 62 人、平成 18 年と比較すると半数以下に減少している。
- 平成 29 年の自殺死亡率は 14.7、国 (16.4)、県 (15.9) より低い。
- 性別では男性が 49 人、女性が 13 人で、男性が女性の 3.8 倍になっている。国は男性が女性の 2.3 倍であり、男性の自殺者の割合が高い。
- 年代別では 40～64 歳が最も多く、次いで 65 歳以上、20～39 歳の順である。
- 職業別では、男性は有職者が 4 割以上であるのに対し、女性は 8 割以上が無職者である。
- 原因動機別では、不詳、健康問題、経済・生活問題の順である。
- 全体の 2 割弱に自殺未遂歴があり、特に女性に高い傾向が見られる。

* 自殺死亡率とは人口 10 万対の死亡率

(2) 長崎市自殺対策計画について

ア 計画期間

令和元年度～令和5年度

イ 目標値

平成27年の自殺死亡率を平成38年までに30%減少させるとの自殺総合対策大綱の方針に基づき、令和5年の目標値を11.9と設定（健康長崎市民21計画では令和3年目標値 12.8）

*平成27年は15.1、令和8年目標値は10.6

ウ 計画の骨子（長崎市の自殺の現状を踏まえ、今後強化する取組みを太字で示している）

①市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

【具体的な取組の例示】

- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、自殺予防ポスターを掲示したり、広報誌や掲示板に心の健康や自殺予防に関する正しい知識を掲載し、広く普及啓発する。
- うつ病や統合失調症、依存症など精神疾患についての公開講座を開催する。

②自殺に関する調査研究等の情報をもとに自殺対策を推進する

【具体的な取組の例示】

- 自殺統計を活用して、自殺の現状を関係機関と共有する。

③自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

【具体的な取組の例示】

- 大学生等の学生を対象としたゲートキーパー養成講座を学校と連携して開催する。また、市職員や企業にも対象者を拡大して講座を開催する。

*ゲートキーパーとは悩んでいる人に気づき、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のこと

④心の健康づくりを推進する

【具体的な取組の例示】

- 心の健康や睡眠障害等に関する出前講座を地域や職域に出向いて実施する。
- 心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、相談体制の充実、道徳教育の充実を図る。

⑤適切な精神保健医療福祉サービスにつながるよう支援する

【具体的な取組の例示】

- 健診や健康相談の場面で、うつ等の問題を抱える人を見逃さず、適切な支援につなぐ。
- 産後2週間と1か月の産婦に対して、産科医療機関等で、産後うつスクリーニングを含む産婦健診を実施し、適切な支援につなぐ。

⑥相談及び支援体制の充実により自殺リスクを低下させる

【具体的な取組の例示】

- 子どもや子育てに関する全般的な問題について、家庭その他からの相談に対応し、個々の子どもや家庭に最も効果的な支援を行う。
- 消費生活相談員が、消費生活相談に対し、苦情等の処理のためのあっせんや助言を行い、消費者被害の救済に努める。消費生活相談の中で、多重債務相談も受けている。
- 生活困窮者に対し、相談窓口として長崎市社会福祉協議会内に「長崎市生活支援相談センター」を設置するほか、就労能力及び就労意欲のある離職者に住居確保給付金の支給などの支援を行う。
- 多機関型地域包括支援センターを設置し、高齢、障害、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行う。

⑦自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

【具体的な取組の例示】

- 警察等関係機関と連携し、自殺未遂者等への相談対応を行う。

⑧遺された人への支援を充実する

【具体的な取組の例示】

- NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re と共催で、自死遺族の語り合いの場「つどい」を定期的に開催する。

⑨民間団体との連携を強化する

【具体的な取組の例示】

- 新たに、働く人の心の健康づくり推進のため、企業の産業保健活動担当との連携を図り、普及啓発に努める。

⑩子ども・若者の自殺対策を更に推進する

【具体的な取組の例示】

- 不登校等についての電話、来所による教育相談を実施する。
- いじめの防止、早期発見、いじめへの対応等の充実に向けて施策を行う。

⑪勤務問題による自殺対策を更に推進する

【具体的な取組の例示】

- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための啓発講座を実施する。
- 職場へ出向いて、心の健康や睡眠障害についての出前講座を実施し、職場で取り組むメンタルヘルス対策を推進する。

